

# 香川県明るい選挙推進協議会

日時 令和4年11月17日(木)午後3時00分

場所 県庁本館12階 大会議室

## 議 題

- 1 統一地方選挙における臨時啓発事業計画について
- 2 その他

---

## 配付資料

資料1	令和5年執行香川県議会議員選挙の概要	1
資料2	統一地方選挙臨時啓発事業計画(案)	5
資料3	香川県明るい選挙推進協議会会則	10
資料4	香川県明るい選挙推進協議会委員名簿	11
資料5	香川県明るい選挙推進協議会における会議資料・会議録の公表方法等	12



## 令和5年執行香川県議会議員選挙の概要

香川県選挙管理委員会

## 1 任期満了日

令和5年4月29日

## 2 選挙区及び選挙すべき議員の数（公選法第15条、定数条例）

選挙区名	区域	定数
高松市選挙区	高松市の区域及び香川郡直島町の区域	15
丸亀市選挙区	丸亀市の区域	4
坂出市選挙区	坂出市の区域及び綾歌郡宇多津町の区域	3
善通寺市選挙区	善通寺市の区域	2
観音寺市選挙区	観音寺市の区域	3
さぬき市選挙区	さぬき市の区域	2
東かがわ市選挙区	東かがわ市の区域	2
三豊市選挙区	三豊市の区域	3
木田郡選挙区	木田郡の区域	1
小豆郡選挙区	小豆郡の区域	2
綾歌郡選挙区	綾歌郡綾川町の区域	1
仲多度郡第一選挙区	仲多度郡琴平町及びまんのう町の区域	2
仲多度郡第二選挙区	仲多度郡多度津町の区域	1
計		41

## 3 選挙の期日等（特例法第1条、第2条）

第20回統一地方選挙として執行される予定。選挙の期日及び告示日は以下のとおり。

選挙の期日の告示日 令和5年3月31日（金）

選挙の期日 令和5年4月9日（日）

## 4 被選挙権（公選法第10条、第11条、第11条の2、第252条、政治資金規正法第28条）

香川県議会議員の選挙権を有する年齢満25年以上の者

ただし、欠格要件に該当する者は除く。

## 5 立候補届出期間（公選法第86条の4）

選挙の期日の告示日（令和5年3月31日（金））

ただし、補充立候補の場合は、選挙の期日前3日（令和5年4月6日（木））まで

## 6 供託金（公選法第92条）

60万円

## 7 選挙運動（主なもの）

### （1）選挙運動の期間（公選法第129条）

立候補届出のあった日から選挙の期日の前日まで（9日間）

### （2）選挙事務所の数（公選法第131条）

1箇所

### （3）自動車、船舶及び拡声機の使用（公選法第141条、公営条例第2条）

① 自動車1台又は船舶1隻及び拡声機1そろいを使用できる。

ただし、拡声機については、個人演説会（演説を含む。）の開催中、その会場において別に1そろいを使用できる。

② 自動車の使用については、供託物が没収されない場合、一定額の範囲内で県が経費を負担する。

### （4）文書図画の頒布（公選法第142条、公営条例第6条）

① 通常葉書 8千枚以内（無料）

② 選挙運動用ビラ 1万6千枚以内

（県選管交付の証紙を貼付した2種類以内で、新聞折込み、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場又は街頭演説の場所における頒布の方法に限られる。規格等に制限がある。作成については、供託物が没収されない場合、一定額の範囲内で県が経費を負担する。）

### （5）インターネット等を利用する方法による文書図画の頒布（公選法第142条の3、第142条の4、第142条の5、第142条の6、第178条）

ウェブサイト等を利用する方法及び電子メールを利用する方法に大別される。

#### ア ウェブサイト等を利用する方法による文書図画の頒布

ウェブサイト等を利用する方法（インターネット等を利用する方法のうち電子メールを利用する方法を除いたものをいう。）により、選挙運動用文書図画を頒布することができる。

候補者・政党等のみならず、一般の有権者も頒布することができる。

#### イ 電子メールを利用する方法による文書図画の頒布

電子メールを利用する方法（SMTP方式及び電話番号方式を用いるものをいう。）により選挙運動用文書図画を頒布することができるが、以下のような制限がある。

- a 候補者・政党等に限って頒布することができる。(一般の有権者は引き続き禁止)
- b 送信先に一定の制限がある。  
選挙運動用電子メール送信者に対し電子メールアドレスを自ら通知した者のうち、
  - ・ 選挙運動用電子メールの送信の求め・同意をした者
  - ・ 政治活動用電子メールの継続的な受信者であって、選挙運動用電子メールの送信の通知に対し、送信しないよう求める通知をしなかったもの  
に対してのみ送信できる。

(6) 文書図画の掲示(公選法第143条、第144条の2、ポスター条例第1条、公営条例第9条)

- ① ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類  
選挙事務所、自動車(船舶)及び個人演説会につき掲示できる。  
ただし、規格、枚数等に制限がある。
- ② 選挙運動用ポスター  
ア 公営ポスター掲示場のみに掲示できる。  
イ ポスターの作成については、供託物が没収されない場合、一定額の範囲内で県が経費を負担する。

【参考】過去の選挙におけるポスター掲示場の設置箇所数

令和4年8月28日執行香川県知事選挙	2,780箇所
平成31年4月7日執行香川県議会議員選挙	2,864箇所

(7) 新聞広告(公選法第149条)

2回以内(有料)

(8) 公営施設使用の個人演説会(公選法第161条、第163条、第164条)

- ① 開催日前2日までに申出
- ② 同一施設ごとに1回を限り無料

(9) 街頭演説(公選法第164条の5、第164条の6、第164条の7)

- ① 県選管交付の標旗を掲出
- ② 選挙運動に従事する者は腕章を着用した15人以内
- ③ 午前8時から午後8時まで

(10) 車上の連呼(公選法第140条の2)

午前8時から午後8時まで

(11) 選挙公報（公選法第172条の2、公報条例）

- ① 字数制限なし
- ② 内容に図表、図画等を使用できる。
- ③ 掲載文の申請期限は、選挙の期日の告示日

8 法定選挙運動費用（公選法第194条、公選法施行令第127条）

$$\frac{\text{当該選挙区内の選挙人名簿登録者数}}{\text{当該選挙区内の議員定数}} \times 83 \text{ 円} + 390 \text{ 万円}$$

9 法定得票数（公選法第95条）

$$\frac{\text{当該選挙区の有効投票の総数}}{\text{当該選挙区内の議員定数}} \times 1 / 4$$

10 供託金没収点（公選法第93条）

$$\frac{\text{当該選挙区の有効投票の総数}}{\text{当該選挙区内の議員定数}} \times 1 / 10$$

法令等の略称は、次の例による。

公選法……………公職選挙法

公選法施行令……公職選挙法施行令

特例法……………地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

定数条例……………香川県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例

公営条例……………香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

ポスター条例……香川県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例

公報条例……………香川県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例

## 統一地方選挙臨時啓発事業計画（案）

## 第1 趣 旨

有権者一人ひとりがこの選挙の意義を十分に自覚し、選挙の正しいルールを守り、進んで投票に参加する明るい選挙を実現することが大切である。

このため、有権者が自らの意思を表明する大切な機会であるとの認識のもと、「明るい選挙の推進」と「投票総参加」の呼びかけを重点とした各種の啓発事業を行うものとする。

また、期日前投票をはじめとした各種制度の内容等についても、周知徹底を図るものとする。

さらに、各種選挙における投票率の低下、特に若年層の低下が指摘されていることを踏まえて、啓発事業を行うものとする。

臨時啓発事業の内容は本計画を基本とするが、効果的な啓発となるよう不断の見直しを行い、必要に応じて変更するものとする。

## 第2 キャッチコピー（統一標語）

「（選挙前に別途開催する香川県明るい選挙推進協議会にて決定）」

## 第3 重点事項

## 1 明るい選挙の推進

有権者に対し、今回の選挙についての重要性を認識し、候補者の人物や政見を十分見極め、選挙の正しいルールを守って、主権者としての自覚をもって自ら進んで投票をするよう呼びかけるとともに、候補者等に対しても、選挙の正しいルールを守り、政見や政策を正しく有権者に訴えるよう呼びかけ、明るい選挙を推進する。

## 2 投票総参加の推進

選挙は、県民が県政に参加する最大の機会であり、投票に参加することが主権者たる県民の権利であるとともに責務であることを呼びかけ、投票総参加を推進する。

## 3 投票制度の周知

期日前投票制度及び郵便等投票制度など投票環境の向上のために創設された制度や新型コロナウイルス感染症による宿泊・自宅療養者等を対象とした特例郵便等投票制度について周知を行う。

また、連座制、政治活動に関する寄附の制限等の公職選挙法や政治資金規正法による規制についても、候補者及び有権者等に周知徹底を図り、明るくきれいな選挙を推進する。

## 4 若年層に対する啓発

若者を中心とした有権者の政治離れ・選挙離れが憂慮されていることを踏まえ、若年層への啓発に重点を置いた啓発事業を実施する。

## 5 子育て世代に対する啓発

親子連れ投票が子どもの将来の投票につながることや家庭教育の重要性に着目し、親子連れ投票等子育て世代に対する啓発事業を実施する。

## 6 新型コロナウイルス感染症対策に関する周知

選挙を新型コロナウイルス感染症の影響下で執行する場合には、各市町の選挙管理委員会及び明るい選挙推進協議会と相互に緊密に連携し、感染対策や特例郵便等投票制度について周知を図る。

## 第4 臨時啓発事業の進め方

- 1 県及び市町の選挙管理委員会は、明るい選挙推進協議会と相互に密接な連携を保ちつつ、各報道機関や社会教育機関等の協力のもと全県的な啓発活動を展開する。
- 2 県及び市町の選挙管理委員会は、各報道機関に対して、啓発事業の実施状況や有権者への周知事項等に関する資料及び情報を積極的に提供し、この運動に対する県民の理解が深まるように努める。
- 3 県及び市町の選挙管理委員会は、選挙を新型コロナウイルス感染症の影響下において執行する場合を考慮し、その場合でも実施可能な方法により啓発活動を展開するものとする。

## 第5 臨時啓発事業の内容

### 1 県が行う事業

#### (1) 特設サイトやSNSなどインターネットによる啓発

特設サイトを開設して、投票日・投票時間・期日前投票制度・特例郵便等投票制度等の周知を行うとともに、投票総参加の呼びかけを行う。

併せて、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を通じて、同様の周知を行うとともに、明るい選挙の推進及び投票総参加の呼びかけを行う。

#### (2) テレビ・ラジオ・新聞による啓発

テレビ放送、ラジオ放送及び新聞を通じて、投票日等の周知を行うとともに、明るい選挙の推進と投票総参加を呼びかける。広告による周知は、効果的なものになるよう、媒体・方法・回数等を検討するものとする。

#### (3) 啓発イベント

有権者一人ひとりが選挙の意義を十分に自覚し、選挙の正しいルールを守って自ら進んで投票に参加するよう、県選挙管理委員会及び県明るい選挙推進協議会等が共催して、大型ショッピングモールなど人が多く集う複数の場所において啓発イベントを実施する。新型コロナウイルス感染症の影響下においても効果的な啓発活動となるよう、感染状況等を踏まえ実施内容等を検討するものとする。

#### (4) ポスター・チラシ等による啓発

投票日等の周知や明るい選挙の推進、投票総参加の呼びかけのためのポスター及びチラシを作製する。

ポスターについては、集客力のある大型小売店舗、多くの人々が使用する鉄道・バスの車内や駅構内等に掲出するとともに、市町及び県の出先機関等に配布・掲出する。



また、チラシのうち、一般配布用チラシについては、県内の小・中学校及び高等学校等の児童・生徒を通じてその保護者に配布するとともに、市町の協力を得て県内全戸に配布できるよう配慮する。親子連れ投票チラシについては、県内の小学校等の児童を通じてその保護者に一般配布用チラシを配布する際にあわせて配布する。

種 別	作製枚数 (予定)	掲示期間等 (予定)
一般掲示用ポスター	1,450枚	選挙期間中
車内・駅構内用ポスター	460枚	投票日までの12日～15日間
一般配布用チラシ	447,000枚	県内全戸配布 県内の小・中学校及び高等学校等の児童・生徒を通じてその保護者に配布
親子連れ投票チラシ	50,000枚	県内の小学校等の児童を通じてその保護者に配布

(5) 立看板・懸垂（横断）幕による啓発

投票日やキャッチコピー（統一標語）を表示した立看板・懸垂（横断）幕を設置し、投票日の周知と投票総参加の呼びかけを行う。

種 別	設置数 (予定)	設 置 場 所	設置期間 (予定)
立看板	1基	県庁舎前	選挙期間中
懸垂（横断）幕	46流	市町庁舎・県広報船等	

(6) 広報車・広報船による啓発

広報車・広報船により、投票日の周知と投票総参加の呼びかけを行う。

種 別	台数 (予定)	期 間 (予定)
広報車	4台	投票日までの7日間
広報船	1隻	投票日までの3日間

(7) ホームページバナーによる啓発

ホームページ広告用にバナーを作製し、県・市町ホームページ等に掲載して、香川県選挙管理委員会の香川県議会議員選挙特設サイトへのリンクを設定することにより明るい選挙の推進と投票総参加の呼びかけを行う。

(8) 公用車へのボディーパネルの貼付による啓発

県・市町の使用する公用車に投票日が記載されたボディーパネルを貼付することにより、投票日の周知を行う。

対 象	作製枚数 (予定)
県・市町公用車	180枚

(9) 店内放送・電光掲示板による啓発

県内の百貨店・大型小売店舗・商店街に依頼し、店内放送により投票日等の周知を行うとともに、電光掲示板による啓発を行い、明るい選挙の推進と投票総参加の呼びかけを行う。

(10) 県の広報媒体による啓発

県の広報媒体を活用し、投票日等の周知を行うとともに、明るい選挙の推進及び投票総参加の呼びかけを行う。

(11) 若年層に対する啓発事業

若者を中心とした有権者の政治離れ・選挙離れが憂慮されていることを踏まえ、若年層への啓発に重点を置いた啓発事業を実施する。

(12) 子育て世代に対する啓発

親子連れ投票チラシ配布等子育て世代啓発事業を実施する。

(13) 新型コロナウイルス感染症対策

選挙を新型コロナウイルス感染症の影響下で執行する場合には、感染対策や特例郵便等投票制度について、市町等関係者の協力も得ながら、上記の各種媒体等を通じて周知を図る。

(14) その他

市町選挙管理委員会、市町教育委員会等の協力を得て、有権者の選挙・政治に対する関心を高めるために、イベントや各種会合の場等を積極的に活用して啓発活動を行う。

## 2 市町が行う事業

(1) 広報車・広報船による啓発

広報車・広報船により投票日等の周知を行うとともに、明るい選挙の推進と投票総参加を呼びかける。

(2) 広報誌等による啓発

市町の広報誌等を積極的に活用して、投票日等の周知を行うとともに、明るい選挙の推進と投票総参加の呼びかけを行う。

(3) 立看板・懸垂幕等による啓発

キャッチコピー（統一標語）を活用した立看板・懸垂幕等を設置し、投票日等を周知するとともに、投票総参加の呼びかけを行う。

(4) 防災行政無線等による啓発

投票日等の周知を行うとともに、明るい選挙の推進及び投票総参加の呼びかけを行う。また、放送に際しては、効果的な時期を選定するよう配慮する。

(5) 啓発チラシの配布による啓発

選挙期間中において、投票日・投票時間・選挙権年齢の引下げ・期日前投票制度等の周知や明るい選挙の推進、投票総参加の呼びかけを行うために、啓発チラシ（一般配布用チラ

シ) について、各市町の実情に即した方法で、全戸に配布できるよう配慮する。

(6) 新型コロナウイルス感染症対策

選挙を新型コロナウイルス感染症の影響下で執行する場合には、上記の各種媒体を通じて感染対策や特例郵便等投票制度について周知を図る。

## 香川県明るい選挙推進協議会会則

## (目的)

第1条 本県における選挙啓発事業を推進するため、香川県明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (事務所)

第2条 協議会は、高松市番町四丁目1番10号香川県庁内に置く。

## (事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 講演会及び講習会の開催
- (2) 明るい選挙推進のための集会
- (3) 明るい選挙啓発資料の作成配付
- (4) 明るい選挙モニターの設置
- (5) その他必要と認められる事業

## (組織)

第4条 協議会は、委員若干名をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なお在任する。
- 4 委員は、選挙管理委員会がこれを委嘱する。

## (会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

## (会議)

第6条 協議会は、必要がある場合、会長がこれを招集する。

- 2 協議会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 その他会議の運営に必要な事項は、会議において定める。

## (幹事)

第7条 協議会の事務を処理するため、幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、会長がこれを委嘱する。

## (事務局)

第8条 協議会の庶務は、県選挙管理委員会事務局において処理する。

## (補則)

第9条 この会則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この会則は、昭和36年12月20日から適用する。
- 2 香川県公明選挙協議会会則は、これを廃止する。

## 附 則

この会則は、昭和49年5月9日から施行する。

香川県明るい選挙推進協議会委員名簿

	氏 名	職 名 等
会長	たけ しげ まさ ふみ 武 重 雅 文	香川大学名誉教授
副会長	にし かわ よし こ 西 川 佳 子	香川県連合青年会会長
	あい かわ けい すけ 相 川 恵 祐	日本放送協会高松放送局長
	いの うえ さとる 井 上 悟	高松市選挙管理委員会委員長
	うえ すぎ かつ や 上 杉 克 也	香川県警察本部刑事部長
	お の しゅう いち 小 野 修 一	西日本放送報道制作局長
	かい づ ひろし 海 津 洋	香川県教育委員会教育次長
	くめ い ひろ ゆき 桑 井 弘 之	四国新聞社編集局長兼論説委員長
	こん どう すず よ 近 藤 涼 代	三豊市明るい選挙推進協議会委員
	つ やま かつ よし 津 山 勝 義	香川県公民館連絡協議会副会長
	なか はし え み こ 中 橋 恵 美 子	NPO 法人わははネット理事長
	まえ だ まさ ひろ 前 田 政 裕	瀬戸内海放送報道クリエイティブユニット 統括マネージャー
	み まや 御 厩 み き	栗林校区婦人会副会長
	よこ い 横 井 すずか	香川大学教育学部学生
	よね だ のり こ 米 田 典 子	三木町明るい選挙推進協議会委員

任期：令和3（2021）年2月1日～令和5（2023）年1月31日

## 香川県明るい選挙推進協議会における会議資料・会議録の公表方法等

令和元年度協議会決定

### 1. 公表方法

会議終了後、香川県選挙管理委員会のホームページに掲載することにより公表する。

### 2. 公表内容

#### (1) 会議資料

原則として当日配付した資料の全てを公表する。

#### (2) 会議録

各議題における審議内容等について、概要を記載したものを公表する。ただし、各委員の発言について、発言者の氏名は記載しないものとする。